

令和 6 年度宮城県献血推進計画

1 はじめに

本計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和 31 年法律第 160 号）第 10 条第 4 項の規定に基づき、宮城県における献血の推進に関する計画を定めるものである。

2 献血目標

令和 6 年度必要献血者数：88,007 人

令和 6 年度の必要献血者数は、88,007 人（対前年度 66 人減）とし、献血量は 39,294 L（対前年度 23 L 減）を確保することとする。

令和 5 年度と比較すると、200mL 献血が 245 人減少、400mL 献血が 1,066 人増加、血小板成分献血が 1,137 人減少、血漿成分献血が 250 人増加となる。

具体的な献血種別必要献血者数については表－1 のとおりとなる。

【表－1 献血種別必要献血者数】

項目		令和 6 年度			令和 5 年度		
		人数 (人)	構成比 (%)	献血量 (L)	人数 (人)	構成比 (%)	献血量 (L)
全 血	200mL 献血	1,507 [▲245]	1.7	301 [▲49]	1,752	2.0	350
	400mL 献血	60,563 [1,066]	68.8	24,225 [427]	59,497	67.6	23,798
成 分	血 小 板 献 血	10,582 [▲1,137]	12.0	5,895 [▲586]	11,719	13.3	6,481
	血 漿 献 血	15,355 [250]	17.5	8,873 [185]	15,105	17.1	8,688
計		88,007 [▲66]	100.0	39,294 [▲23]	88,073	100.0	39,317

※ [] は令和 5 年度との差

3 献血目標作成において考慮した事項

(1) 輸血用血液製剤の供給見込み

過去3年間の供給状況等から勘案し算出すると、宮城県における令和6年度の輸血用血液製剤は赤血球製剤51,340本、血漿製剤17,000本、血小板製剤15,106本が必要と見込まれる。

(2) 東北ブロックにおける宮城県の役割

平成24年4月1日より血液製剤のさらなる「安全性の向上」と「安定供給の確保」を目的として、日本赤十字社の血液事業に係る運営体制を、各都道府県の血液センター単位での運営から、全国を7つのブロックに分けた広域的な運営体制へ移行した。東北6県で献血された血液は、全て東北ブロック血液センター（宮城県）に搬入され、検査及び製造後に東北6県の地域血液センターに配分される。

血液事業が広域的な運営体制に移行したことにより、血液製剤の在庫について個々の都道府県単位ではなく広域的に一元管理することができ、血液型別、製剤別のアンバランスの是正、需要に見合った適切な採血計画の策定及び血液製剤の安定供給と有効活用を図ることが可能となった。

また、国は、血漿分画製剤の国内自給を推進するため、これまで毎年度の原料血漿確保目標量を都道府県別に示していたが、平成30年度からは、原料血漿確保目標量については日本赤十字社に対して目標量全量を示し、ブロック単位で広域的な調整を求めることとしている。

東北最大の献血可能人口を有し、血液製剤の製造所である東北ブロック血液センターが所在する本県は、以下に掲げる3つの役割を担っている。

①全血献血の確保

全血献血の確保量については、広域運営体制に移行してからも各県で必要とする血液に応じて確保量を設定してきたが、平成28年度計画から広域運営体制を活用し、東北の各県の献血可能人口を参照して各県ごとの必要献血者数を調整することとした。これにより、宮城県がより多くの全血献血を確保することとなっている。

②輸血用血漿製剤（新鮮凍結血漿）の確保

輸血用血漿製剤は、血漿成分献血及び全血献血から得られた血漿を製剤化したものであるが、血漿成分献血からの場合は採血から6時間以内、全血献血からの場合は採血から8時間以内に製剤化し凍結保存しなければならない時間的制限があるため、製造所から離れた場所では基準を満たすことが困難である。したがって、輸血用血漿製剤は、宮城県・福島県の血漿成分献血及び宮城県・山形県・福島県の全血献血から確保することとなっている。

③輸血用血小板製剤の確保

輸血用血小板製剤は、成分献血から得られた血小板を製剤化したものであり、有効期間が採血後4日間と短い。このため、製造所が所在する宮城県がより多くの血小板成分献血を確保することとなっている。

(3) 血漿分画製剤原料血漿確保目標量

国から示された全国の原料血漿確保目標量は、「1,230,000ℓ」であり、過去の確保実績などから東北ブロックには「78,015ℓ」（全国の約6.34%）が割り当てられている。

東北ブロック血液センターが所在する本県は、距離的条件から新鮮凍結血漿用の血漿成分採血を優先的に行うことを前提として、原料血漿目標確保量を「15,643ℓ」とする。

4 固定採血施設と移動採血施設別必要献血者数

令和6年度の固定採血施設（献血ルーム）及び移動採血施設（献血バス及びオープン献血）について、具体的な施設種別必要献血者数については表－2のとおりとなる。

(1) 固定採血施設（献血ルーム）

宮城県赤十字血液センターは、仙台市内2か所の献血ルームにより51,992人（59.1%）の献血者を確保する。

(2) 移動採血施設（献血バス及びオープン献血）

市町村は、献血バス等により36,015人（40.9%）を確保する。

【表－2 施設種別必要献血者数】

		200mL 献血	400mL 献血	血小板 献血	血漿 献血	計
固定採血施設 献血ルーム	必要人数 (人)	760 [1,005]	25,295 [24,479]	10,582 [11,719]	15,355 [15,105]	51,992 [52,308]
	構成比 (%)	1.5 [1.9]	48.6 [46.8]	20.4 [22.4]	29.5 [28.9]	100 [100]
移動採血施設 献血バス	必要人数 (人)	747 [747]	35,268 [35,018]			36,015 [35,765]
	構成比 (%)	2.1 [2.1]	97.9 [97.9]			100 [100]
計	必要人数 (人)	1,507 [1,752]	60,563 [59,497]	10,582 [11,719]	15,355 [15,105]	88,007 [88,073]
	構成比 (%)	1.7 [2.0]	68.8 [67.6]	12.0 [13.3]	17.5 [17.1]	100 [100]

※ [] は、令和5年度の必要献血者数等

5 献血推進事業

県は、市町村、日本赤十字社宮城県支部、宮城県赤十字血液センター（以下「血液センター」という。）及び関係団体と連携し、献血の推進に取り組むことで、献血や血液製剤に関する理解を促すとともに、献血への協力を呼びかける。

（１）事業者等献血組織の育成及び複数回献血の普及推進

県（保健所）、市町村及び血液センターの三者が連携し、企業等献血組織の育成を行う。

- イ 献血協力組織、献血推進団体及び献血推進者への情報等の提供
- ロ 保健所、市町村、血液センターによる企業及び学校等の訪問及び新規開拓
- ハ 複数回献血の呼びかけ及び日本赤十字社が複数回献血者を確保するために設立した「ラブラッド」の加入促進

（２）若年者の献血に関する理解の向上

- イ 小学、中学、高等学校等における献血の普及推進
 - ・若年者向け献血推進用パンフレットの作成配布
 - ・標語、ポスターデザインの募集
- ロ 高等学校、大学、各種専門学校等への献血の協力依頼
- ハ 学校等における、血液センター主催の「献血セミナー」等の活用促進

（３）献血推進体制の充実強化

県（保健所）、市町村及び血液センター間が相互に協力し献血の推進を図るため情報交換の場を設ける。

- イ 献血担当国会議・研修会の開催
- ロ 市町村献血推進協議会の活性化
- ハ 市町村振興総合補助金（市町村献血推進事業）の交付
- ニ 保健所管内市町村献血担当国会議の開催

（４）宮城県献血推進協議会の開催

献血推進協議会条例により、血液に係る学識経験者、教育機関、報道機関及び献血協力団体等の代表者からなる「宮城県献血推進協議会」を開催し、献血や血液製剤に関する理解を深めるための施策や献血制度の適正な運営の確保等について検討を行う。

（５）広報活動

厚生労働省献血キャラクター「けんけつちゃん」及び宮城県の献血PRキャラクターである「献血アニメむすび丸」等を用いて広報活動を行い、献血思想の普及を図る。

- イ 「献血アニメむすび丸」等の宮城県にゆかりのあるキャラクターを活用した効果的な広報の実施（宮城県ホームページ掲載、YouTube 広告の活用）
- ロ ラジオ・SNS[※]等を活用した効果的な広報の実施
- ハ 若年者向け献血推進用パンフレットの作成配布

ニ 県広報紙等による広報

ホ 各種献血推進キャンペーンの展開

- ・愛の血液助け合い運動（7月）
- ・はたちの献血キャンペーン（1月～2月）
- ・県内スポーツチームとのコラボキャンペーンの実施

※SNS【Social Networking Service】ソーシャルネットワーキングサービス

（6）業務行政功労者（献血功労）表彰

献血推進に功績のあった個人・団体に対し知事褒状を、献血回数が200回に達した献血者に知事感謝状を贈呈する。

（7）日本赤十字社が実施する事業への協力

「ラブラッド」の周知等の協力を行う。

6 血液製剤の適正使用の推進

医療機関に対し、輸血療法に係る血液製剤の使用及び保管管理等の適正化を普及する。

- （1）医療関係者に対する研修会の開催
- （2）宮城県合同輸血療法委員会の開催
- （3）血液製剤使用適正化に関する資料等の作成・配布

7 主な献血関係行事

- （1）献血担当国会議・研修会（年1回）
- （2）第60回献血運動推進全国大会（岐阜県）
- （3）保健所管内市町村献血担当国会議（随時）
- （4）血液製剤使用適正化説明会（年1回）
- （5）宮城県合同輸血療法委員会（随時）